No. 201

長野県トラック協会報

2013
8月

nagano TRUCK ASSOCIATION

もくじ

前会長退任あいさつ …… 2
新会長就任あいさつ …… 5
理事会報告 …… 6
委員会報告
総務委員会・交付金運営委員会 …… 7
交通・環境対策委員会 …… 7
適正化事業委員会 …… 8
広報委員会 …… 8
労働委員会 …… 8
行政からのお知らせ
国土交通省
エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する注意喚起 …… 9
夏期の多客期におけるテロ対策の徹底 …… 11
国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び同マニュアルの策定 …… 12
自動車事故対策機構
平成２５年度運行管理者一般講習の実施 …… 14
協会からのお知らせ
免許種類と運転可能な車両の車検証等による確認の徹底 …… 15
安全運転講習会の実施 …… 16
運行管理者試験受験者事前講習 …… 19
低公害車導入促進助成金交付要綱 …… 20
経営診断受診促進事業助成金交付要綱 …… 24
中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱 …… 26
安全装置等の対象機種の追加について …… 28
平成２５年度「トラックの日」ポスターデザインコンテストについて …… 29
第１９回長野県トラックドライバー・コンテスト結果 …… 32
プロドライバー通報 …… 37
陸災防
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの推進 …… 38
会員だより …… 47
事務局からのお知らせ …… 47

行政からのお知らせ

国土交通省

エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する注意喚起

国土交通省から事故防止の観点からエアブレーキを装備したトラックでのブレーキペダルのバタ踏みをしないよう注意喚起の通知がありました。

国自審第417号
平成25年6月28日

公益社団法人　全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する
注意喚起について（協力依頼）

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度２件発生しました。当該事故は、ブレーキのバタ踏みによりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したこと、過積載等が原因と考えられます。

つきましては、あらゆる機会をとらえ、エアブレーキを装備したトラックを使用するユーザーに対して下記事項について、注意喚起を行っていただくようお願いします。なお、ユーザーに対する注意喚起用のチラシを大型車メーカー４社（いすゞ自動車（株）、日野自動車（株）、三菱ふそうトラック・バス（株）及びＵＤトラックス（株））が別添のとおり作成しておりますので、適宜ご活用下さい。

記

【エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する注意事項】

・エアブレーキを装備したトラックでのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。
　✓エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。
　✓エアタンク内の空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。
　✓取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。
・下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。
　✓フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。
・過積載は法律で禁止されています。
　✓過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

エアブレーキ車ではブレーキの バタ踏みは危険です！

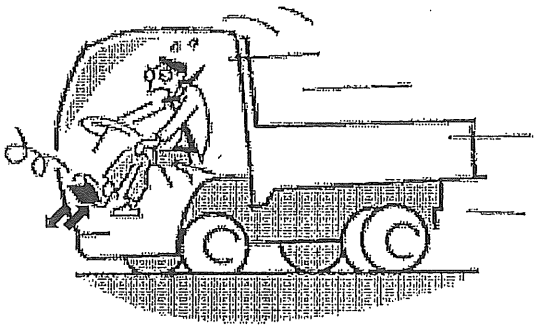

～事故状況～
エアブレーキ車において、ブレーキペダルのバタ踏み※等によりブレーキの効きが悪くなり、数台の車両と衝突する事故が発生しました。

※ バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上繰り返すことです。

● エアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。

✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。

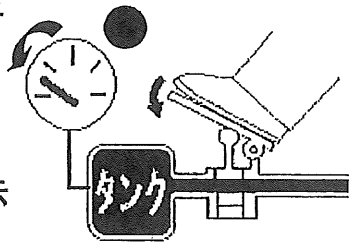

✓ 空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。

✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。

● 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。

✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

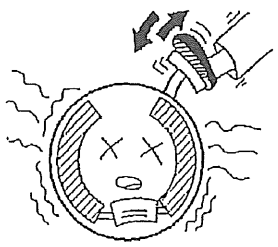

● 過積載は法律で禁止されています。

✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

いすゞ自動車（株）／日野自動車（株）／三菱ふそうトラック・バス（株）／UDトラックス（株）

夏期の多客期におけるテロ対策の徹底

国土交通省から、「夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について」別紙のテロ対策の徹底を図るよう通知がありましたので、適切な対応方お願いします。

国自安第５４号の２
平成２５年７月１日

公益社団法人　全日本トラック協会会長　殿

国土交通省自動車局長

夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところでありますが、夏期の多客期（平成２５年７月２０日～８月３１日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、イベント等への多数の人出が予想されます。

また、本年１月にアルジェリアにおいて日本人を含む外国人を標的としたテロ事件、４月にボストンにおける爆弾テロ事件が発生する等、国際的なテロの脅威は依然として深刻であり、その発生形態も複雑化しています。

つきましては、夏期の多客期に、交通機関及び交通関係施設、人出が予想される施設等を中心に、改めて別紙のテロ対策の徹底を図っていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底をお願い致します。

別　紙

夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

【トラック等】

- 営業所・車庫内外の巡回
- 終業後のドアロックの徹底
- 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合には、荷物に触れないよう注意喚起するとともに、荷物の状態に応じ、速やかな引き取り、警察への連絡等適切に対応する。
- 営業所等で不審な荷物を発見したときは、触れないようにするとともに、荷物の状態に応じ、警察への連絡等適切に対応する。
- 放射性物質等危険物輸送における安全管理を徹底する。
- テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び同マニュアルの策定

国土交通省から、「国際海上コンテナの陸上に係る安全対策会議」において、国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの一部を改定し、国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルを策定した旨通知がありました。

国自安第５５号
平成２５年６月２８日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び
同マニュアルの策定について

国際海上コンテナは、効率的な海陸複合一貫輸送が可能であることから、現在、国際物流の中心的地位を占めており、また我が国の物流においても、その重要性はますます高まっております。しかしながら、国際海上コンテナの自動車運送については、速度超過や緊締装置／ツイストロック不備といった貨物自動車の運転等に起因する事故の問題のほか、封印状態で運送されるという特殊性により、運転者がコンテナ内貨物の重量、品目、積付けに関する情報を十分に把握できない上、安全上問題のあるコンテナが見つかった場合でも現場の作業員や運転者のみの判断で対応することは難しいため、現場対応に関する関係者間で情報伝達が行われることが望まれています。

このため、平成１７年に国土交通省等は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送WG」において、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を作成し、周知徹底を図ってきたところです。その後、国土交通省において、平成２２年から平成２４年にかけて「国際海上コンテナに係る事故防止対策推進事業」において実証実験を行い、コンテナトレーラーの横転原理、情報伝達の実態を踏まえた各種対策について一定の見解を得られたことを踏まえ、「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」において別添のとおり「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の一部を改定し、同ガイドラインの詳細の取組事項を記した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を策定しました。つきましては、同ガイドライン及びマニュアルの実施及びフォローアップについて、以下のとおり進めることとしましたので、貴協会（業会、連合会、会議所）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

記

1．ガイドライン記載内容

国際海上コンテナの陸上輸送の関係者は、同ガイドラインに記載されている以下の取組を実施することとする。

（1）コンテナトレーラーの安全運転
- 安全な速度、適切な運転操作での安全運転
- 緊締ロックの徹底　等

（2）コンテナ情報の伝達
- 重量、品目、梱包等の情報伝達
- 危険物等に関する情報伝達

（3）不適切コンテナの発見及び是正のための措置
- 入港前までの書面による事前確認
- 入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正

（4）コンテナへの貨物の積付け
- 輸入コンテナの発荷主への依頼
- 輸出コンテナの適切な積付け

2．周知について

（1）周知期間等

同ガイドライン及びマニュアルの内容について、関係団体等において平成２５年７月３１日までに周知徹底を図り、平成２５年８月１日以降これらの内容を確実に実施することとする。

（2）運送契約の関係者間での運送依頼時の周知について

国際海上コンテナの陸上輸送の関係者は、同ガイドライン及びマニュアルの内容について認知していない者がいた場合、国際海上コンテナの運送又は運送取次に係る受委託を行う際等に、当該者に同ガイドライン及びマニュアルの内容を情報提供することとする。

3．フォローアップ調査について

今後、同ガイドラインに記載されている事項の実施状況について、関係団体を通じてフォローアップ調査を行うこととするため、同ガイドラインの記載内容を実施するとともに、フォローアップ調査の際にはご協力頂きたい。

自動車事故対策機構

平成２５年度運行管理者一般講習の実施

平成２５年度の運行管理者等一般研修が、自動車事故対策機構の一般講習により実施されますので、別添申込書に記入のうえ、自動車事故対策機構長野支所へ直接お申込み下さい。
（別添　運行管理者等一般講習の開催のご案内）
本年度の講習対象者は下記のとおりとなっておりますので、選任義務のある事業所の選任された運行管理者のうち、該当者は全員受講しなければならないことになっていますのでご注意下さい。
また、運行管理者の補助者の受講希望者も受講できます。
なお、会員事業所でお申込みされた受講者の受講料は、すべて協会で負担します。

◎平成２５年度の受講対象者

１．運行管理者の選任の届出がされている方で、平成２４年度の一般講習を受講していない方。

２．平成２５年度中に初めて運行管理者として選任され、運輸支局長に届出された方。

３．別途、運輸支局長から通知を受けた方。（違反等による事業所関係）

※申込み期限にご注意下さい。

●●●●●　協会からのお知らせ　●●●●●

免許種類と運転可能な車両の車検証等による確認の徹底

全ト協から、車両総重量が５トンを超えるトラックを中型免許を所持しない運転者に運転及び配送業務を行わせていた事案が発生したため、車検証などにより確実にチェックすることにより、同様の違反行為の再発を防止するよう通知がありました。

全ト協発第１７５号(環)
平成２５年７月１９日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　星　野　良　三

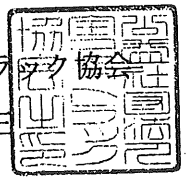

免許種類と運転可能な車両の車検証等による確認の徹底について
(中型車両に係る無免許運転防止徹底のお願い)

平素は種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る７月１２日、車両総重量が５トンを超えるトラックを中型免許を所持しない運転者に運転、及び配送業務を行なわせていた当該事業所の管理者が、道路交通法違反（無免許運転など）の疑いで書類送検されるという事案が発生いたしました。

当該事案は物損事故によって発覚したとのことですが、車両総重量が５トンを上回る２トントラックについては、免許や車両要件の錯誤等で無免許運転となるケースもあり、この期にあらためて違反の再発防止を徹底する必要があると考えます。

また、ご高承の通り、トラック運送業界では現在、普通免許の範囲拡大に向けた免許制度の見直しを要望しており、万一、このような免許制度に係る違反行為や事故が頻発するような事態になれば、業界の法令遵守に対する姿勢が問われ、要望活動にも影響を及ぼしかねません。

つきましては、同様の違反行為の再発防止に万全を期すため、運転者の免許の種類（資格）と乗務車両の適合状況について、車検証などにより確実にチェックされるよう、傘下会員事業者への周知徹底の程を宜しくお願い申し上げます。

安全運転講習会の実施

運転者等の安全意識を高め交通事故の未然防止を図るため、長野県トラック協会、長野県トラック交通共済協同組合、陸災防長野県支部との共催により「安全運転講習会」を下記により開催しますので多数の受講をお願いいたします。

なお、この講習会は公安委員会の特定任意講習を兼ねて行います。　　担当：福澤

講　習　開　催　要　領

1．日時・場所

別紙のとおり

2．講習内容

事故防止と安全運転について　（交通安全協会講師他）

3．受講対象者

運転者他

4．受講申込

別紙により開催１０日前までに事務局までＦＡＸ願います。

０２６－２５４－５１６６　又は　０２６－２５４－５１５５

5．特定任意講習

６ケ月以内に運転免許が更新される方はこの講習を受講することにより更新時講習が免除されます。受講料は1,500円必要。

6．その他

旅費を支給しますので「印鑑」を持参願います。

平成２５年度　安全運転講習会日程

地区名	開　催　月　日	開　催　場　所
北　信	平成25年10月 19日（土） 午前9時30分～12時	長野市南長池710-3 長野県トラック会館 3階　研修ホール TEL 026-254-5161・5151
上　小	平成25年11月2日（土） 午前9時30分～12時	上田市殿城川原581-6 上小トラック研修会館 2階　研修室 TEL 0268-27-1316
佐　久	平成25年11月30日（土） 午前9時30分～12時	佐久市瀬戸1026-4 佐久地区トラック研修会館 2階　研修室 TEL 0267-64-6320
諏　訪	平成25年10月 26日（土） 午前9時30分～12時	諏訪市大字中洲字新田5346-10 諏訪トラック研修会館 2階　研修室 TEL 0266-52-0115
上伊那	平成25年11月16日（土） 午前9時30分～12時	伊那市西箕輪2415-6 伊那技術形成センター 2階　研修室 TEL 0265-76-5661
下伊那	平成25年8月24日（土） 平成26年3月8日（土） 午前9時30分～12時	下伊那郡喬木村16072-1 下伊那トラック研修会館 2階　研修室 TEL 0265-33-4102
中　信	平成25年10月12日（土） 午前9時30分～12時	松本市笹賀7570-2 中信地区研修会館 2階　研修室 TEL 0263-57-1919

ＦＡＸ　026-254-5166

安全運転講習会受講申込書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	氏　　名	受　講　会　場	特定任意講習受講 希望者　○印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※特定任意講習受講希望者は、○印を記入してください。

申込書は、開催日の１０日前までにＦＡＸでお知らせください。

運行管理者試験受験者事前講習

８月２５日（日）に行われる運行管理者試験を受験される会員従業員を対象に下記のとおり事前講習を実施しますので、希望者は８月９日（金）までに申込書に必要事項を記入のうえ申し込み（ＦＡＸ）下さい。　担当：塚田

１．講習日及び会場

講　習　日	講　習　時　間	会　　場	受　　付
８月１９日（月）	９：００～１７：００	中信地区研修会館 （松本市笹賀７５７０－２）	８：３０～
８月２０日（火）	９：００～１７：００	長野県トラック会館 （長野市南長池７１０－３）	８：３０～

２．申込先　（公社）長野県トラック協会
ＴＥＬ　０２６－２５４－５１５１
ＦＡＸ　０２６－２５４－５１５５

３．費　　用　（公社）長野県トラック協会で負担します。

４．参加資格　協会会員事業者の県内従業員で、平成２５年８月２５日（第１回）の運行管理者試験受験申込者

※　・中信地区会場は駐車スペースが少ないので、複数出席事業者の方は相乗りでお願いします。なお、駐車場は会場入口道路反対側です。
・昼食は各自でお願いします。

運行管理者試験受験者事前講習申込書

（公社）長野県トラック協会　担当：塚田 行
（ＦＡＸ　０２６－２５４－５１５５）

会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
Ｔ　Ｅ　Ｌ＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

講　習　日	会　　場	受　講　者　名
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		

低公害車導入促進助成金交付要綱

（平成２５年度）

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第１条　この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が行う、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための、低公害車導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法第６０条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車であって、車両総重量２．５トン超の天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車をいう。

但し、「低炭素型自動車交通推進事業」により、補助金を受ける車両については、助成対象外とする。

（２）「会員」とは、県ト協の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成の対象事業)

第３条　県ト協は、会員が低公害車を導入する場合、その費用の一部に充てるための助成金を予算の範囲内で交付する。

なお、導入する低公害車は、長野県内にその使用の本拠の位置を有するものとする。

但し、一会員あたりの助成台数は、別表１のとおりとする。

(助成金の交付額)

第４条　前条の助成金の交付額は、別表２に示すとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変更することができる。

２　消費税は、助成対象外とする。

(車両の登録)

第５条　助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の３月１５日までに登録を完了するものでなければならない。

２　前項の登録は、初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。)

(交付申請)

第６条　会員は、助成金の交付を受けようとするときは、事前に様式１による「低公害車導入促進助成金交付申請書」を、別に定める期日までに県ト協に提出しなければならない。

２　前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第７条　県ト協は、前条第１項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式２による「低公害車導入促進助成金交付決定通知書」により会員に通知する。

２　県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第８条　会員は、低公害車導入事業が完了した日から1ヶ月以内に、リースによる導入のときは様式３の(１)により「低公害車導入促進助成事業実績報告書」を、購入による導入のときは様式３の(２)により、「低公害車導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を提出しなければならない。

(助成金の確定及び交付)

第９条　県ト協は、前条の「低公害車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は、会員のリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ「低公害車導入促進助成金交付確定通知書」により通知し、助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第１０条　会員は、交付決定後に申請内容等を変更するときは、あらかじめ県ト協に「低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書」を提出しなければならない。

２　会員は、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに「低公害車導入促進助成金交付取下届出書」を県ト協に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第１１条　会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

２　会員又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該車両にかかる助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

１）　助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

1）　助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2）　事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3）　差押え又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4）　会員が県ト協を脱会、又は除名されたとき。

5）　使用の本拠の位置を長野県以外に変更したとき。

3　前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員(又はリース会社)へ交付されているときは、会員(又はリース会社)に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4　前項の返還を求められた会員(又はリース会社)は、返還期限までに助成金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第１２条　会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、長野県以外への使用本拠の位置の移動、リース契約の解除(リースによる導入の場合)、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第１３条　会員に対し、低公害車の導入、維持・管理等の状況について報告を求めたときは、会員は、速やかにこれを報告しなければならない。

2　助成金の交付を受ける会員は、別に定める調査表に基づき、低公害車導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

(導入効果等の報告)

第１４条　助成金の交付を受ける会員は、別に定める調査票に基づき、低公害車導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

(助成条件)

第１５条　申請時において、協会費の滞納期間が３ヶ月以上又は滞納額が５０，０００円以上ある会員には助成を行わない。

(その他必要な事項)

第１６条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、平成２５年４月１日より施行する。

【別表 1】 **導入車両台数制限**

車両保有台数	導入車両上限
５０台未満	５台
５１台以上１００台未満	１０台
１０１台以上	１５台

【別表 2】 **低公害車導入促進助成金交付額一覧表(第4条関係)**

1. CNG車(新車)

(リース、買取り) 価格差の6分の1 金額単位：円

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協
2トンクラス	806,000	135,000	134,000
4トンクラス	3,029,000	505,000	504,000

2. ハイブリッド車

(リース、買取り) 価格差の8分の1 金額単位：円

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協
2トンクラス	780,000	98,000	97,000
4トンクラス	2,697,000	338,000	337,000

3. CNG車(使用過程車改造) 定額助成 金額単位：円

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協
2トンクラス	806,000	100,000	100,000
4トンクラス	3,029,000	100,000	100,000

最大積載量を問わず定額助成

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会又は地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

※大型車等定めのない車種の助成金交付額は、個別に判断する。

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

(平成25年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第１条　この要綱は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が実施する、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第２条　助成対象は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という)の会員であって、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断(以下「経営診断」という)、及び経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者とする。

２　第１項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、県ト協の推薦がある者とする。

(助成対象経費)

第３条 助成対象経費は、経営診断及び経営改善相談の受診に係る直接費用とする。

(助成金の交付額)

第４条 助成金の交付額は、対象経費(消費税別)の２分の１とする。

２　一事業者あたり助成額は、次のとおりとする。

①経営診断

	助　成　金
全ト協助成金	80,000円(上限)　　但し、安全性優良事業所(Ｇマーク)取得事業所は100,000円を上限とする。
県ト協助成金	10,000円

②経営改善相談

	助　成　金
全ト協助成金	20,000円　　但し、安全性優良事業所(Ｇマーク)取得事業所は30,000円とする。

(申請受付期間)

第５条 申請受付期間は、全ト協が別に定める公募する期間とする。

(受診申込み)

第６条　会員が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について県ト協の確認を得た上で、「経営診断受診申込書」(様式1)を県ト協に提出する。

２　前項の申込書を受理した県ト協は、「経営診断受診申請書」(様式2)を直ちに全ト協に提出する。

(受診申請受付通知)

第７条　県ト協は、全ト協から前項の申請書を受理した通知を受けた場合は、「総合的な経営診断受診申込受付通知書」(様式4)により会員に通知する。

(受診申請の取下げ)

第８条　受診申込受付後、会員が経営診断受診を辞退する場合、「経営診断受診申込取下げ届出書」(様式5)を県ト協に提出する。

(交付申請)

第９条　会員は、本助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、「経営診断受診促進助成金交付請求書」(様式6)を直ちに県ト協に提出する。

(助成金の交付)

第１０条　県ト協は、全ト協から交付された助成金に県ト協助成金を加えて受診会員に交付する。

(その他必要な事項)

第１１条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定めるものとする。

附則

本要綱は、平成２５年４月１日より適用する。

中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱

（平成２５年度）

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第１条　トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略当の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第２条　受講対象者は、会員である法定中小企業者(資本金３億円以下又は常傭従業員３００人以下)の経営者、後継者及び管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

(対象校)

第３条　国の人材養成機関である中小企業大学校９校を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	〒	所　在　地	電　話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟市三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

(対象講座)

第４条　対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
(2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
(3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
(4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
(5) 情報化、システム構築に関する講座
(6) その他物流事業に関する講座

(受講定員)

第５条　受講者は、原則として年間５人とする。(一事業者からの重複の申込みも妨げない)

(受講の届出・承認)

第６条　受講を希望する会員は、受講者・受講講座等について、事前に県ト協へ届出る。

２.県ト協は、前項の届出があったときは、予算の範囲内であることを確認のうえ、速やかに当該会員に受講の承認を行う。

(大学校への申込み)

第７条　受講を希望する会員は、県ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。

２.受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に、受講することができる。

３.受講料は、所定の額(全額)を、会員が直接当該校の納入する。

(受講修了後の手続き)

第８条　会員は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講者修了通知書(兼助成金交付申請書)」に必要書類を添えて　、県ト協に提出する。

(受講料の負担・助成金の交付額)

第９条　受講料については、会員・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・県ト協の負担額は、百円未満を切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担額を差し引いた額とする。

【例】受講料35,000円の場合の事業者負担と助成金交付額
事業者負担　：35,000円÷3≒11,666円(百円未満切り捨て)　⇒　11,600円
県ト協助成金：35,000円÷3≒11,666円(百円未満切り捨て)　⇒　11,600円
全ト協助成金：35,000円-(11,600×2)＝11,800円

(助成金の交付時期)

第１０条　助成金の交付は、上期分(4月から9月)は12月上旬に、下期分(10月から3月)は、年度末に全ト協助成金を加えて会員の指定口座に振込する。

附則

本要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

安全装置等の対象機種の追加について

標記事業に係る「IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器」について、全ト協から下記のとおり対象機器の選定通知がありましたので、ご連絡いたします。

（担当：篠田）

記

1．ＩＴ点呼に使用する携帯型アルコール検知器対象機種

装置メーカー名	品　　名	型　式	備　考
東海電子㈱	ALC-Mobile/ ALC-Mobile　Bluetooth	T-ALC-MB100	
㈱タニタ	アルブロ	FC-1000	
サンコーテクノ㈱	アルコガーディアン モバイル　TR-1	TR-1	
	アルコガーディアン モバイル　TR-2	TR-2	専用スマホとセット

平成25年7月22日

平成２５年度「トラックの日」ポスターデザインコンテストについて

事　務　連　絡
平成２５年７月２４日

都道府県トラック協会
専務理事　殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事　山崎　薫

平成２５年度「トラックの日」ポスターデザインコンテストについて

平素は、当協会の業務運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、平成２５年度「トラックの日」ポスターの作成にあたり、初の試みとして、別添の通りポスターのデザインを広く一般公募することといたしました。

応募資格は、大学生（専門学校生を含む）以上で、グループ、企業での応募も受け付けます。本年８月下旬開催予定の広報委員会で、審査・決定し、平成２５年度「トラックの日」ポスターとして採用された作品に対して、賞金５０万円を授与いたします。

つきましては、「トラックの日」ポスターの応募締切は、８月２０日でございますが、貴協会ホームページ・広報誌等にて周知いただきたく、何卒よろしくお願いいたします。

○全ト協ホームページ
平成２５年度「トラックの日」ポスターデザインコンテスト応募要項
http://www.jta.or.jp/coho/truck_day/2013/poster_yoko.html

○本件に係る問い合わせ
総務部広報室　金子、大橋
Tel 03-5323-7242（直通）

平成25年度「トラックの日」ポスターデザインコンテスト 応募要綱

テーマ	全日本トラック協会では１０月９日を「トラックの日」とし、毎年この日を中心に都道府県トラック協会とともに、多彩な広報活動、イベント等を実施し、トラック輸送の役割、重要性をＰＲしています。 平成２５年１０月から約１年間、全日本トラック協会および都道府県トラック協会が実施する広報活動で使用するポスターのデザインを募集します。 トラック輸送産業が、国の経済と国民生活を支えていることを表現して下さい。（斬新なアイデアも歓迎します）
賞	グランプリ（1作品：平成25年度「トラックの日」ポスターデザインとして採用）：賞金５０万円
作品規格	① Adobe Illustratorで制作して下さい。 ② ポスターはＢ１版縦長で使用しますので、対応できる解像度で制作して下さい。 ③ 次の２つの文言を記載して下さい。 「１０月９日はトラックの日」 「トラックは生活と経済のライフライン」（「生活」には「くらし」とルビをふって下さい。） ④ 全日本トラック協会のロゴ、および４７都道府県トラック協会名を記載して下さい。ただし、記載位置の指定だけでも結構です。 公益社団法人 JTA 全日本トラック協会 Japan Trucking Association ← 全日本トラック協会ロゴ（右クリック・保存してご使用ください） ↓47都道府県トラック協会名（フォントの指定はありません） (公社)北海道トラック協会　(公社)青森県トラック協会　(公社)岩手県トラック協会　(公社)宮城県トラック協会 (公社)秋田県トラック協会　(公社)山形県トラック協会　(公社)福島県トラック協会　(一社)茨城県トラック協会 (一社)栃木県トラック協会　(一社)群馬県トラック協会　(一社)埼玉県トラック協会　(一社)千葉県トラック協会 (一社)東京都トラック協会　(一社)神奈川県トラック協会　(一社)山梨県トラック協会　(公社)新潟県トラック協会 (公社)長野県トラック協会　(一社)富山県トラック協会　(一社)石川県トラック協会　(一社)福井県トラック協会 (一社)岐阜県トラック協会　(一社)静岡県トラック協会　(一社)愛知県トラック協会　(一社)三重県トラック協会 (一社)滋賀県トラック協会　(一社)京都府トラック協会　(一社)大阪府トラック協会　(社)兵庫県トラック協会 (公社)奈良県トラック協会　(公社)和歌山県トラック協会　(一社)鳥取県トラック協会　(公社)島根県トラック協会 (一社)岡山県トラック協会　(社)広島県トラック協会　(一社)山口県トラック協会　(一社)徳島県トラック協会 (一社)香川県トラック協会　(一社)愛媛県トラック協会　(一社)高知県トラック協会　(公社)福岡県トラック協会 (公社)佐賀県トラック協会　(公社)長崎県トラック協会　(公社)熊本県トラック協会　(公社)大分県トラック協会 (一社)宮崎県トラック協会　(公社)鹿児島県トラック協会　(公社)沖縄県トラック協会 ※過去の「トラックの日」ポスターはこちら
応募作品数	個人・1グループにつき3作品まで
応募資格	大学生（専門学校含む）以上で、日本国内在住の方。 グループ、企業での応募も受け付けます。
応募方法	Ａ３サイズの用紙（紙質不問）に印刷した作品を、郵便または宅配便で送付下さい。 作品裏面に、応募者（作者本人）の氏名、年齢、連絡先住所・電話番号・メールアドレス、所属会社名（学校名）を明記して下さい。
応募先	〒163-1519 東京都新宿区西新宿１－６－１ 新宿エルタワー１９Ｆ 公益社団法人 全日本トラック協会 「ポスターコンテスト係」宛
応募締切	平成２５年8月２０日必着

審査方法	全日本トラック協会広報委員会で選考。 ※グランプリ候補となった数点の作品について、最終選考のためにAiファイルまたはPDFファイルでの提出を求めることがあります。
結果発表	平成２５年９月上旬。ホームページ上にて発表
注意事項	応募者は次に掲げる事項を承諾したものとします。 ① 応募作品は、応募者自身が制作したオリジナルの作品であること。 ② 応募作品は、知的財産権（産業財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標登録を受ける権利、および著作権）はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものでないこと。 ③ グランプリ受賞作品は、Aiファイルを公益社団法人全日本トラック協会へ提出し、その著作権は公益社団法人全日本トラック協会の帰属となること。 ④ グランプリ受賞作品は、平成25年度「トラックの日」ポスターのデザインとして採用され、同ポスター等の印刷制作にあたり、公益社団法人全日本トラック協会により原稿の一部修正やレイアウトの変更を行うことがあること。
問合せ	公益社団法人 全日本トラック協会 総務部広報室 03-5323-7242（受付時間 土日祝日を除く 10:00－12:00、13:00－17:00）